

令和7年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」長野県実施要綱

1 趣旨

すべての青少年が、公共心や自立心を培い、個人としての自己を確立し、向上させていけるよう支援するとともに、青少年の健やかな成長を阻害する要因を除去し、安全でよりよい社会環境を整備していくため、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立って家庭、学校、地域住民、企業、団体及び行政が一体となった青少年育成運動を推進している。

県内の少年による犯罪検挙数は、平成22年以降減少を続けていたが、令和4年から3年連続で増加している。社会環境の大きな変化に伴い、SNS利用に起因する性犯罪被害や児童虐待、ヤングケアラーなど、青少年を取り巻く問題は依然として多く、問題の複雑化・深刻化も憂慮されるところであり、子どもを守る施策を協力的に推進することは喫緊の課題である。

こども家庭庁では、毎年7月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」と定めており、本県においても、実施要綱に基づいて、関係機関・団体、各業界、地域住民等が一層の連携を強化して各種啓発活動等に取り組み、青少年の規範意識の醸成、社会環境の浄化を図りながら諸施策及び活動を集中的に実施し、青少年の被害・非行防止の徹底を図る。

2 期間

令和7年7月1日（火）から同月31日（木）までの1か月間

3 主唱

長野県子ども・若者育成支援推進本部（長野県・長野県教育委員会・長野県警察本部）、長野県将来世代応援県民会議、第75回社会を明るくする運動長野県推進委員会、長野県薬物乱用対策推進協議会、長野県暴走族追放県民会議、長野県市長会、長野県町村会

4 最重点課題

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

5 重点課題

- (1) 有害環境への適切な対応
- (2) 薬物乱用対策の推進
- (3) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- (4) 再非行（犯罪）の防止
- (5) 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

6 実施事項

- (1) インターネットの適正利用のための広報啓発活動の推進
- (2) 子どもの性被害防止活動の推進
- (3) 強調月間周知のための広報啓発活動の推進
- (4) 「信州あいさつ運動」の推進
- (5) 有害環境浄化・実態把握活動の推進（チェック活動）
- (6) 地域ぐるみの補導活動等の強化
- (7) 家庭への支援の充実
- (8) 生徒指導の充実等
- (9) 各種相談事業の充実強化
- (10) 青少年の社会参加活動等多様な活動の促進
- (11) 青少年の被害防止と被害を受けた青少年の保護活動の推進

7 実施細目・実施内容

(1) インターネットの適正利用のための広報啓発活動の推進

[() 内は主たる実施機関：(知)＝知事部局 (教)＝教育委員会 (警)＝警察本部]

実施細目	実施内容
ア 被害防止意識の醸成	青少年がインターネット利用に係る犯罪の被害等に遭うことがないように、あらゆる機会を通じて児童買春や自画撮り被害などの児童ポルノ、ストーカーやいわゆるリベンジポルノ等の性被害等の実態を広く社会全体に周知し、被害防止意識の醸成を図る。(知・教・警) こどもの写真や動画の投稿・ウェブサイトへの掲載についての注意喚起を行う。(知・教・警)
イ インターネットの適正利用に向けた啓発活動	フィルタリングの利用率向上のための取組の促進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、親子のルールづくり、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等の推進を図ることとし、青少年や保護者等に対し、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。(知・教・警)
ウ 効果的な広報啓発活動	・子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）及び青少年健全育成関係団体で作成した啓発物品等を、子ども・若者育成支援推進本部地方部（以下「地方部」という。）及び市町村等を通じて配布する。(知) ・各種広報媒体を利用して、報道機関への広報協力依頼のほか、有線放送、広報誌（紙）、公民館報等を活用した積極的な広報活動を実施する。(知・教・警)

(2) 子どもの性被害防止活動の推進

ア 子どもの性被害防止に向けた県民意識の向上	低年齢であったり、加害者との関係性等から他人に知られたくないという意識が働いたり、被害者であるとの認識に乏しい等の理由から潜在化する可能性が高いため、あらゆる機会を通じて県民に周知し、被害の潜在化防止を図る。(知・教・警)
イ 効果的な広報啓発活動	各種広報媒体を利用して、報道機関への広報協力依頼のほか、有線放送、広報誌（紙）、公民館報等を活用した積極的な広報活動を実施する。(知・教・警)
ウ 被害の予防・拡大防止対策	・子どもの性被害等に使用されるツール等に着目した予防対策 ・携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けた自主的な取り組みへの支援(知・警) ・出会い系サイト及びコミュニティサイトに対する事業者対策の実施(警) ・繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等の排除、犯罪インフラ解体の促進(警) ・「生命(いのち)の安全教育」による未然防止教育の推進(教)
エ 被害児童の迅速な保護及び適切な支援	・子どもや保護者が相談しやすい環境の整備(知・教・警) ・子どもの性を売り物とする営業に関与する児童の補導(知・警) ・性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実(知・教・警) ・スクールカウンセラーによる被害児童の早期発見と支援(教)

(3) 強調月間周知のための広報啓発活動の推進

ア 効果的な広報啓発活動	・懸垂幕・横断幕・立看板等の掲出 地方部、市町村、学校、青少年育成機関・団体等で掲出する。（知・教） ・本部及び青少年健全育成関係団体で作成した啓発物品等を地方部、市町村等を通じて配布する。（知） ・各種媒体による広報 各種広報媒体を利用して、報道機関への広報協力依頼のほか、有線放送、広報誌（紙）、公民館報等を活用した積極的な広報活動を実施する。（知・教・警） ・広報車の巡回 地方部、市町村等において、広報車による巡回広報を実施する。（知）
イ 街頭啓発活動	・本部及び地方部は、月間中に、駅・スーパー等多数人が出入りする場所において効果的に街頭啓発活動を実施する。（知・教・警）

(4) 「信州あいさつ運動」の推進

ア 取り組みの基本方針	・家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。（知・教・警）
イ 効果的な広報啓発活動	・街頭での広報啓発活動 主要駅前や学校等で啓発活動を実施する。 ・各種媒体による広報 各種広報媒体を利用して、報道機関への広報協力依頼のほか、有線放送、広報誌（紙）、公民館報等を活用した積極的な広報活動を実施する。（知・教・警）

(5) 有害環境浄化・実態把握活動の推進

ア 有害環境排除県民運動の推進	・「青少年に有害な社会環境排除県民運動推進要綱」に基づき、有害環境浄化活動を各地域の実情に照らして実施する。（知） ・有害環境チェック活動の推進 チェックカードを活用した「有害環境チェック活動」を実施する。（知） ・有害自動販売機3ない運動の推進 あらゆる機会をとらえ、『有害自動販売機3ない運動』（「有害自動販売機を設置させない、利用しない、放置しない」）の推進を図る。（知）
イ 有害図書等自動販売機の撤去活動の展開と青少年に有害な社会環境の実態把握	・撤去活動の推進 関係機関・団体及び地域住民が一体となって、有害自動販売機を置かせない運動及び設置業者、土地提供者に対する撤去活動を推進する。（知） ・インターネットカフェは、それ自体では有害な環境ではないが、状況によっては青少年に有害な環境となりうる場合もあることから、関係機関、団体と連携した実態の把握と、事業者に対する青少年の利用客への配慮を依頼する。（知・警） ・インターネット上の有害対策として、フィルタリングのさらなる利用促進や、親子のルールづくり、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等について啓発を行う。（知・教・警）

ウ 青少年健全育成協力店との連携	・「青少年健全育成協力店」の指定促進 青少年の利用が多い、または、よく集まる店舗等の協力を得て、青少年健全育成協力店としての指定促進を図る。（知） ・青少年健全育成協力店との連携の強化 青少年健全育成協力店との連携を強化し、青少年健全育成及び非行防止のための協同活動を推進する。（知） ・万引防止対策協議会等との連携による広報啓発活動を推進し、声掛け、陳列方法の改善、防犯カメラの設置など、万引きをさせない環境づくりを働き掛ける。（警） ・20歳未満の者の飲酒・喫煙防止のため、コンビニ、カラオケ業者等に対し、年齢確認、店員に対する指導などを要請する。（警）
------------------	--

(6) 地域ぐるみの補導活動等の強化

街頭補導活動	・少年補導委員・少年警察ボランティア、学校関係者、警察官等、関係機関・団体による補導活動を実施する。（知・教・警） ・匿名・流動型犯罪グループをはじめ、非行グループの実態把握活動を継続して推進する。（警）
--------	---

(7) 家庭への支援の充実

ア 「家庭の日」の普及	・「家庭の日（毎月第3日曜日）」の普及及び定着 家族みんなが顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う「家庭の日」を契機として、月間中に家族がともに過ごす意義について考えさせる。（知）
イ 家庭児童相談体制の充実	・児童の生活の場として大切な、家庭における児童養育の問題に関する相談・指導を行う。特に児童虐待やそのおそれのある家庭を早期に発見し、関係機関での情報を共有した上で必要な支援が提供されるよう相談体制を充実する。（知・教・警）

(8) 生徒指導の充実等

学校内における児童・生徒への啓発・指導	・強調月間の趣旨に触れ、健全育成について指導する。（教） ・学級活動等において、薬物乱用防止や暴力行為等について話し合い、具体的な活動に取り組む。（教） ・学校、PTA、育成会等と連携した非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催する。（教、警） ・暴力団への青少年の加入及び被害防止を図るための教育（啓発・指導）を実施する。（警・教） ・少年サポートセンター員及びスクールサポーターを中心に学校に対する助言・指導や必要な支援を行う。（警） ・万引防止について啓発を図る。（知・教・警）
---------------------	--

(9) 各種相談事業の充実強化

ア 相談窓口の周知及び利用促進	・「学校生活相談センター」、「子ども支援センター」、「LINE相談窓口」等の積極的利用を広報する。（知・教） ・ニート、ひきこもり、教育等相談機関の存在について、周知徹底を図る。（知・教） ・「ヤングテレホン」、「警察安全相談」等を通じて、非行少年やその保護者に対する相談活動の推進を図る。（警）
-----------------	--

イ 相談機関相互の連携	・総合教育センター、教育事務所、児童相談所、警察等、専門機関が積極的な連携を図り、特に非行の前兆や犯罪に巻き込まれる危険性を見逃さず適切な対応を講ずる。（知・教・警） ・関係機関同士で情報を共有し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見・早期対応を図る。また、地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制を構築する。（知・教・警）
ウ 相談体制の充実	・校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止める相談体制を整備し、適切に機能させる。（教） ・保護者の悩みや不安の解消に応ずる学校の相談体制を、一層充実させる。（教）

(10) 青少年の社会参加活動等多様な活動の促進

ア わが家のセーフティーリーダー施策の推進	・小学校6年生等に対して委嘱し、大人と子どもが情報を共有しながら、学校・家庭・地域の果たすべき機能を高めるとともに、子どもの防犯・規範意識を醸成させる。（警・教）
イ 青少年サポーター事業の活性化	・子どもを見守り育むボランティアである青少年サポーターの募集を促進し、「子どもの見守り・声かけ」「子どもの居場所づくりへの参加」など青少年健全育成活動を活性化する。（知）

(11) 青少年の被害防止と被害を受けた青少年の保護活動の推進

ア 被害少年の保護活動及びいじめ・非行等防止の取り組みの徹底	・学校、警察、児童相談所等関係機関との連携を強化し、児童虐待など被害少年の早期発見、早期回復に努めた保護活動を推進する。（知・教・警） ・子どもとの触れ合いを増やし、温かな人間関係の育成を図る。（教） ・「いじめ」「暴力行為」等の実態を把握し、適切な指導を行う。（教） ・各学校が生徒指導体制を点検するとともに、職員研修の充実を図る。（教） ・各学校の「いじめ防止等の対策のための組織」等の活動を支援する。（教） ・市町村の「いじめ等対策連絡協議会」を支援し、地域ぐるみの取り組みを一層推進する。（「生徒指導資料」の活用・実践を推進する。（教） ・性犯罪や暴力犯罪、福祉犯罪等の被害少年に対する保護・継続支援を推進する。（知・警） ・児童買春等少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化する。（警）
--------------------------------	---

8 実施上の留意事項

取組に当たっては、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立って、各地域の実情に応じた活動を効果的に推進することとする。

9 報告

- (1) 市町村及び地域振興局にあっては、月間中に実施した結果について、別記様式1により子ども・若者育成支援推進本部事務局（次世代サポート課青少年育成係メールアドレス seisyo@pref.nagano.lg.jp）まで報告してください。
- (2) 報告期限：8月15日（金）まで

別記様式1（市町村・地域振興局用）

令和7年（2025年） 第 号
月 日

子ども・若者育成支援推進本部長 様

市 町 村 長

令和7年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」実施結果報告

事業名	対象 最重点・重点課題	実施期間	実施場所	実施内容・参加人員

※ 8月15日（金）までに子ども・若者育成支援推進本部事務局（次世代サポート課青少年育成係）宛て（E-mail：seisyo@pref.nagano.lg.jp）に報告をお願いします。